

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	根拠資料	合格 条件付合格 不合格 N/A(適用外)	全体	クロマグロ	マダイ
		1.1.1	下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。	1.1.1.2-1.1.1.3を満たす事					
	人工種苗証明	1.1.1.1	人工種苗の証明の為に、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録する。	人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録している。	記録書面による確認	合格	- 記録は書類ならびにシステムで管理している情報で保管されていた。	- アーマリン近大から人工種苗を購入する。 - 以下にアーマリン近大が出荷した種苗経歴証明書を 確認した。認証番号も記載されていた。 2018/7/25、2018/8/2	- マダイは種苗購入はない。
	人工種苗証明	1.1.1.2	種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を追記し、購入元に上記と同様の情報について照会を求め、記録する。	受精卵を購入した場合の納品書によって、購入元、購入年月日等が照会可能である。	納品書・購入記録の確認	合格	- クロマグロ、マダイとも受精卵を購入する。	- 近大から受精卵を購入した。 受精卵購入請求書 2018/9/28 - 飼育記録に購入分記録がされていた。 - 近大以外からも受精卵を購入することがある。	- 近大から受精卵を購入した。 受精卵購入伝票 2018/9/30 - 飼育記録に購入分記録がされていた。
	人工種苗証明	1.1.1.3	人工種苗出荷時に当記録を生産履歴として提供が可能である。	1.1.1.1および1.1.1.2に関与する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	合格	- クロマグロ、マダイとも種苗を販売する。	- 生産履歴は管理しており、SCSA出荷の際に必要な情報は保持していた。 - SCSAとしての販売はなかった。 - SCSAとして販売する場合は、必要な情報を提供できる。	- 生産履歴は管理しており、SCSA出荷の際に必要な情報は保持していた。 - SCSAとしての販売はなかった。 - SCSAとして販売する場合は、必要な情報を提供できる。
		1.1.2	人工種苗であることの証明の為に、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。認証機関は、必要に応じて親魚及び種苗に関して親子鑑定を含むDNA鑑定を実施する。	1.1.2.1-1.1.2.3を満たすこと。					

1. 種苗

人工種苗証憑の保管	1.1.2.1	種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存（サンプル重量1g以上）を行う。組織小片の入手が困難な場合、当該種苗群より50個体以上の全魚体の凍結保存（サンプル重量1g以上）を行う。	親魚の鱗等の組織小片（サンプル重量1g以上）および当該魚群より50個体以上の全魚体の凍結保存を行っていること	サンプルが保存された明確な記録と現物の写真あるいは現地審査による存在の確認	合格	- 4ラウンドの検体を採取し、冷凍庫で保管、2018稚魚育成データに記録されていた。	- 以下のサンプルを保管していたことを確認した。 クロマグロ 2018/6/12、7/16、8/18、9/14	- 以下のサンプルを保管していたことを確認した。 マダイ 2018/3/15
	1.1.2.2	保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。	1.1.2.1に関する識別情報を記録、各サンプルに明示し、混同が起こらないように保管している。	識別情報の記録と各サンプルの現物写真あるいは現地審査による存在の確認	合格	- 検体サンプルを入れた袋には、魚種と検体サンプル採取日が明記されている。 - 稚魚飼育データに検体採取日が記録されており、紐付けできる。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	1.1.2.3	組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	1.1.2.1および1.1.2.2で示した各サンプルが5年保存されている事。要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録の情報が提出できる状態にある事。	記録書面による確認（これからの場合は念書）	合格	- 保管の手順が文書化されていた。 1.1.2.1 遺伝子信憑の証明 1.2.2. DNA鑑定実施の提供 - 手順に基づきサンプルが保管されていた。 - 要望に応じ提供することを確認した。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
1.2養殖業者	1.2.1	養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管し、飼育中の魚群と紐づけて開示・提供が可能な状態にする。	飼育中の魚群を育成に関する記録を保管し、種苗生産者から提示された生産履歴と紐付けて開示・提供が可能である。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	合格	- 人工種苗購入先である近大から受領した生産履歴書は、保管されていた。 - 飼育管理記録は以下の様になされている。 陸上施設 飼育ノート 海上施設 稚魚育成データ、給餌帳 - 生簀には番号が付いている。 施設図で確認した。 現場で生簀番号が付けられていることを確認した。 - 帳票と生簀内の魚群との紐付けができる。 - 情報は必要に応じ開示・提供が可能である。	- 種苗購入から生産履歴は全て飼育記録保管する。 - 飼育中の魚群はロット管理され、情報提供可能である。 - 2018年の飼育記録を確認した。	- 種苗購入から生産履歴は全て飼育記録保管する。 - 飼育中の魚群はロット管理され、情報提供可能である。 - 2018年の飼育記録を確認した。

2.1.2	養殖業者の管理	2.1.2.1～2.1.2.3の項目を満たすこと					
2.1.2.1	養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 孵化場所が認証管理開始点であり、手順に従いロット管理を行う。 - 飼育データ、給餌帳で飼育記録する。	- 認証取得時は近大とツナドリーム五島の種苗をあわせて飼育していたため、それらはSCSAとしての販売不可と認識し、SCSAとして販売していなかった。 - 受精卵購入元が異なっても孵化場所が同じであれば、あわせてロットとして取り扱い可能であるが、孵化場所が異なる場合は手順通りロットを分けて管理を行う。 - 飼育データ、給餌帳で飼育記録を確認した。	- マダイは種苗生産のみ
2.1.2.2	出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。	出荷時にほかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 孵化場所が認証管理開始点であり、手順に従いSCSAの扱い可否を確認の上出荷する。 - 飼育データ、給餌帳で飼育記録する。	- 認証取得時は近大とツナドリーム五島の種苗をあわせて飼育していたため、それらはSCSAとしての販売不可と認識し、SCSAとして販売していなかった。 - 受精卵購入元が異なっても孵化場所が同じであれば、あわせてロットとして取り扱い可能であるが、孵化場所が異なる場合は手順通りロットを分けて管理を行う。 - 飼育データ、給餌帳で飼育記録を確認した。	- マダイは近大から受精卵を購入し、ツナドリーム五島で不可させ、種苗を生産し販売する。 - 当年度1ロットの生産であり、異なる種苗生産者の種苗を合わせることはない。
2.1.2.3	出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	出荷、販売伝票、販売記録等で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売先業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する。	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認	合格	- 飼育管理記録は、給餌ノート、稚魚育成データ、給餌帳で記録あり。 - 出荷・販売伝票に以下の記載を行う予定である 人工種苗生産者名 人工種苗生産者認証番号 出荷・販売先業者名 出荷日 魚種 出荷重量または出荷尾数 - SCSAとしての出荷は発生しなかった。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
付記	同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違う群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。	ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 飼育データは生産ロットで適切に記録されていた。 - 出荷ロットは育成データ・給餌帳にも記録されていた。 - 種苗生産者は、生産ロット、出荷ロットの記述で明確である。 - 異なる種苗生産者の種苗を合わせることはあるが、SCSAとしては出荷しない。	- 全体に同じ。	- マダイは種苗生産のみ

2.2.1	種苗生産者	2.2.1.1～2.2.1.5の項目を満たすこと					
2.2.1.1	稚魚（卵からふ化した状態）入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。	稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそって記録されている	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 孵化以降の時系列の飼育履歴は、以下で記録している <ul style="list-style-type: none"> 陸上施設 種苗 飼育ノート 海上施設 種苗 稚魚育成データ 海上施設 制御 給餌帳 数量算出方法を確認した。 受精卵 : 購入元からの伝票の数値を確認する。 孵化率 : 1水槽で最低2つのボールで孵化させ、孵化率を算出。マダイ・マグロとも95%程度が通常。記録保管あり。 沖だし : マグロは20尾ずつすくい、一定量ごとに沖へ運ぶ。実数計測を行う。 マダイはザルで掬い1杯あたりの尾数をカウントし、総数を算出する。 種苗出荷 : 種苗の出荷は必ず沖から行う。出荷尾数の最終記録が飼育帳に記録される。 	<ul style="list-style-type: none"> - 種苗出荷 : 種苗の出荷は必ず沖から行う。 - 種苗 (ヨコワ) 小割生簀から活魚船に移すときにカメラ撮影しカウント - 成魚 1尾ずつカウント - トレースバックを行い、時系列に沿って記録されていることを確認した。 - ヨコワをビデオにて尾数カウントを2名で行い、その平均値を取っていた。 	- 種苗出荷 : 種苗の出荷は必ず沖から行う。実数計測。
2.2.1.2	稚魚の飼育は生簀・水槽ごとに明確に区別して行い、ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管し、生産履歴が追跡可能な状態にする。	孵化から種苗出荷までの生産履歴が追跡可能な帳簿を保管している。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 孵化から出荷までの生産履歴は、飼育管理記録がデータで保管されている。 - 陸上と海上の記録は、分けて管理されている。 - 相互で常時共有はされておらず、必要に応じて共有(データ・朝礼等)。 	<ul style="list-style-type: none"> - 飼育記録を確認した。 - 2018/8/1受精卵入荷から2019/1/22 ヨコワ出荷までのトレーサビリティ記録を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> - 2018ラウンドの飼育記録を確認した。 - 2018/10/23受精卵入荷から2019/4/3尾数最終決定までのトレーサビリティ記録を確認した。
2.2.1.3	出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができ、分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能な状態にする。	出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がされた証明となる書類を提示できる	データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - ロットごとに管理し、育成データ、給餌帳で数値の記録がなされている。 - 出荷時には実数カウントを行う - 最終数値を正式に入力記録する 	<ul style="list-style-type: none"> - 飼育記録を確認した。 ヨコワ' 2019/4/11 昼寝漁場7からのトレースバック 成魚 2019/4/4 ボーラー生簀からのトレースバック - 分別管理がなされていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> - 2018ラウンドの飼育記録を確認した。 - 2018/10/23受精卵入荷から2019/4/3尾数最終決定までのトレーサビリティ記録を確認した。
2.2.1.4	計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	計数終了時から出荷までの間の死亡魚数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 飼育ノート、稚魚育成データ、給餌帳で、生産履歴の尾数記録あり。 - 死亡魚も記録。 - 出荷尾数の最終記録は、出荷データにあり。 - 出荷時尾数カウントがなされ出荷数が確定する。この際それまでの想定尾数と差異があった場合は、「不明増・減」を記録する。 - 尾数カウント後の確定出荷尾数を飼育帳には記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 2018年飼育ノート、稚魚育成データ、給餌帳で、生産履歴の尾数記録を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> - 2018年飼育ノート、稚魚育成データ、給餌帳で、生産履歴の尾数記録を確認した。

2.2トレーサビリティと数量管理	2.2.1.5	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認	<p>不合格 ↓ 合格</p> <p>- 記録の修正手順は構築されている。 - 記録修正は、電子データのみで発生していた。 - 短期間での修正は、手順に基づき実施していた。</p> <p>重大な情報修正については、マネジメントの承認を得て修正の決定がなされる手順である。マネジメントへの報告はなされていたが、承認の記録がなく、マネジメントが承認をしたことが確認できなかった。 報告の際、疑義があればフィードバックを依頼するコメントをつけて発信しているとのことであったが、承認は何らか記録がなされるべきものと判断する。 (不合格) 【計画】今年度の給餌帳には重大な情報修正についての承認欄を挿入する。 【対策】 ・給餌帳の記入欄へ、『(SCSA) 重大変更承認者』の項目を追記 ・給餌帳へ『(SCSA) 重大変更承認者』・『週間データチェック』へ責任者が入力する様式に変更</p> <p>→ 給餌帳に修正についての記述を確認した。合格とする。ただし、重大変更事項の定義が不明瞭であるため、これについては次回の審査で要求事項との整合を改めて確認する。(2019/11/20)</p>	- 全体に同じ	<p>- マダイ給餌帳 尾数調整実態 尾数の変更が決定された。これについては、担当からマネジメントに報告をし、口頭で承認を得たとの説明であった。 【計画】 ・今年度のマダイ給餌帳には重大な情報修正についての承認欄を挿入する。 【対策】 ・マダイ給餌帳の記入欄へ、『(SCSA) 重大変更承認者』の項目を追記 ・マダイ給餌帳へ『(SCSA) 重大変更承認者』・『週間データチェック』へ責任者が入力する様式に変更</p> <p>→ 給餌帳に修正についての記述を確認した。合格とする。ただし、重大変更事項の定義が不明瞭であるため、これについては次回の審査で要求事項との整合を改めて確認する。(2019/11/20)</p>	
	2.2.1	養殖業者	2.2.2.1～2.2.2.3の項目を満たすこと					
	2.2.2.1	認証種苗から生産された養殖魚の生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生簀・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって性格に記録し、人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。	出荷から人工種苗受領までの正確な経歴などを遡って追跡できる記録を保管している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 2.2.1.1に同じ	- 2.2.1.1に同じ	マダイは種苗生産のみ
	2.2.2.2	認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	種苗受領後（種苗生産者が示した尾数）または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	合格	- 2.2.1.4に同じ	- 2.2.1.4に同じ	マダイは種苗生産のみ
	2.2.2.3	認証人工種苗受領後の飼育履歴、移動履歴を正しく記録し、種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。	飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している	過去の飼育管理記録と誤差数値の確認	合格	- クロマグロのサンプル数値確認した。	<p>- 2018/7/25に受領したケース 7.9%減 - 2018/8/2に受領したケース 8.7%減 - 実数計測であるので5%増の範囲内である。</p>	マダイは種苗生産のみ

2.2.2.4	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認	不合格 ↓ 合格	<ul style="list-style-type: none"> - 記録の修正手順は構築されている。 - 記録修正は、電子データのみで発生していた。 - 短期間での修正は、手順に基づき実施していた。 <p>重大な情報修正については、マネジメントの承認を得て修正の決定がなされる手順である。マネジメントへの報告はなされていたが、承認の記録がなく、マネジメントが承認をしたことが確認できなかった。</p> <p>報告の際、疑義があればフィードバックを依頼するコメントをつけて発信しているとのことであったが、承認は何らか記録がなされるべきものと判断する。</p> <p>(不合格)</p> <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の給餌帳には、重大な情報修正についての承認欄を追加する。 <p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.2.1.5と同様 <p>→ 給餌帳に修正についての記述を確認した。合格とする。ただし、重大変更事項の定義が不明瞭であるため、これについては次回の審査で要求事項との整合を改めて確認する。(2019/11/20)</p>	- 全体に同じ	<ul style="list-style-type: none"> - マダイ給餌帳 尾数調整実態 尾数の変更が決定された。これについては、担当からマネジメントに報告をし、口頭で承認を得たとの説明であった。 【計画】 ・今年度の給餌帳には重大な情報修正についての承認欄を挿入する。 【対策】 ・2.2.1.5と同様 <p>→ 給餌帳に修正についての記述を確認した。合格とする。ただし、重大変更事項の定義が不明瞭であるため、これについては次回の審査で要求事項との整合を改めて確認する。(2019/11/20)</p>
2.3.1	種苗生産者	2.3.1.1～2.3.1.7の項目を満たすこと					
2.3.1.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 以下の手順で適切に投与していた。 ・病状から薬を判断 ・「第31版水産用薬品の使用について」を確認(毎年最新版を使用) - 医薬品の使用は、給餌帳に記録 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤（オイゲノールを有効成分とする薬剤）以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 麻酔剤の使用はない。	- 麻酔剤の使用はない。	- 麻酔剤の使用はない。
2.3.1.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入記録・購入伝票の確認。（添付がある場合、品質検査成績書の確認）	合格	- 医薬品の購入伝票は保管していた。	- 薬品購入伝票(請求書)を確認した。 2018/7/31 ベネサル 2018/6/31 マリンサワー	- 薬品購入伝票(請求書)を確認した。 2018/10/31 OTC 2018/10/31 マリンサワー
2.3.1.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を写真または現地審査での確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 現場事務所で保管。 - 施錠可能な保管場所であることを確認した。 - 月次で棚卸しを実施している。 	全体に同じ	全体に同じ

2.3水産用医薬品の使用	2.3.1.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生質、使用量等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生質、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 医薬品は、飼育ノート、稚魚育成データ、給餌帳に記載していた。	- ベネサル、OTCの投与記録を確認した。	- ダイメトン、OTCの投与記録を確認した。
	2.3.1.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。(添付がある場合は品質検査成績書の確認)	合格	- ワクチン使用なし。	全体に同じ	全体に同じ
	2.3.1.6	使用期限の切れた医薬品は適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	- 手順あり 2.3.1.6.2.3.2.6 薬品廃棄 期限切れ薬品の廃棄に関する記録 - 月末に棚卸しをし、使用期限を確認している。 - 期限切れがあれば、間違っても使用しないよう区別し、購入先に処理を依頼する。 - 薬品廃棄記録のフォーマットあり - これまでは期限切れ薬品の処分は発生していない。	全体に同じ	全体に同じ
	2.3.1.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 病気を確認した後に医薬品を使用している。 - 第一段階としては栄養剤を使用し、予防的な使用はしないことを聞き取りで確認した。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	2.3.2	養殖業者	2.3.2.1～2.3.2.7の項目を満たすこと					
	2.3.2.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 以下の手順で適切に投与していた。 ・病状から薬を判断 ・「第31版水産用薬品の使用について」を確認(毎年最新版を使用) - 医薬品の使用は、給餌帳に記録	- 全体に同じ。	- マダイは種苗生産のみ
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤(オイゲノールを有効成分とする薬剤)以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 麻酔剤の使用はない。	- 麻酔剤の使用はない。	- 麻酔剤の使用はない。

2.3.2.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入伝票、添付文書、品質検査成績書などの確認	合格	- 医薬品の購入伝票は保管していた。	- 薬品購入伝票(請求書)を確認した。 2018/7/31 ベネサル 2018/6/31 マリンサワー	マダイは種苗生産のみ
2.3.2.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を現地審査での確認	合格	- 医薬品は施錠可能な場所に適切な状況で保管をしていた。	全体に同じ	マダイは種苗生産のみ
2.3.2.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生簀、使用量、使用期間終了日等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生簀、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 医薬品は、飼育ノート、稚魚育成データ、給餌帳に記載している	- クロマグロ成魚への投薬記録を確認した。 2018/9/13-14 エリスロマイシン 2018/8/3 5 6 ベネサル	マダイは種苗生産のみ
2.3.2.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。(添付がある場合は品質検査成績書の確認)	合格	- ワクチン使用なし	全体に同じ	マダイは種苗生産のみ
2.3.2.6	使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	- 手順あり 2.3.1.6.2.3.2.6 薬品廃棄 期限切れ薬品の廃棄に関する記録 - 月末に棚卸しをし、使用期限を確認している。 - 期限切れがあれば、間違っても使用しないよう区別し、購入先に処理を依頼する。 - 薬品廃棄記録のフォーマットあり - これまでは期限切れ薬品の処分は発生していない。	全体に同じ	マダイは種苗生産のみ
2.3.2.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 病気を確認した後に医薬品を使用している。 - 第一段階としては栄養剤を使用し、予防的な使用はしないことを聞き取りで確認した。	全体に同じ	マダイは種苗生産のみ

2.4 逃亡管理	2.4.1	種苗生産者						
	2.4.1.1	飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている	写真及び現地審査での逃亡防止策の確認	合格	- 海上施設では死亡魚を捕る際にダイバーが網破れをチェックしすぐに補修(夏場はほぼ毎日、冬場は週2回位) クロマグロ ジャンプネット(ジャンプアウトを阻止) クロマグロ(小さいとき) マダイ 天井網 陸上に網を上げたときにチェック、修理 - 陸上施設は逃亡の可能性はなし。 - 台風接近時には、アンカーロープ固定の確認、アンカーの打ち直しを行う。 - ダイバーによるこまめな確認がなされており、クロマグロの逃亡魚は発生していない。	全体に同じ	マダイは種苗生産のみ
	2.4.2	養殖業者						
	2.4.2.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入などを防止するための適切な対策を講じ、同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする。不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされており、不明魚率が20%以上を超えていない。	写真および現地審査での逃亡防止策の確認 過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	合格	- 逃亡防止策を現地審査で確認した	- 以下のケースで不明魚率を確認した 1) 2019/1/20出荷時ヨコワのケース 不明魚率19% 2) 2019/3/14移動のヨコワのケース 不明魚率9.3%	- 以下のケースで不明魚率を確認した 1) 2019/4/3尾数確定の種苗のケース 不明魚なし
2.5 魚類福祉	2.5.1	飼育魚は魚種ごとに適切な条件下で飼育する。	飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。	魚が健全な状態にあることを示すもの(魚病発生の頻度に関する書類など)	合格	- 適切な環境保持のために以下を実施。 水温、DO、透明度を毎日計測 作業いかだ設置による確実な魚の状態の観察 病気感染が疑われる場合には早く対応することで拡大を防止している。	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	2.5.2	飼育に関わる全ての作業者は飼育魚の健康と福祉の維持における役割や責任を認識し、飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的に行い、飼育に反映させる。	魚類福祉に関する勉強会の開催、積極的な情報収集を実施している。	勉強会開催等の記録の確認	合格	- 赤潮に関する研修 2018/7/18 - 薬浴、投薬に関する研修 2018/12 マダイ、2018/5 クロマグロ この資料は薬品庫にも掲示してあった。 - 近大による飼育、薬浴、選別の研修 2018/3/10-21 研修者が実践にて内容を伝達。	- 全体に同じ	- 全体に同じ

	種苗生産者	3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所は法的に認められ、魚類飼育に適切と考えられる場所である	施設の設置場所が法的に認められていること（建築基準法・自然公園法など） 施設の概要と周辺を含めた位置図	施設の概要と周辺を含めた位置図 新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	合格	- 漁場は規制対象地域ではなく、漁協より区画漁業権が与えられ漁業実施が認められている。 - 近隣に工場、焼却場、ホテルはなく、良好な漁場環境が保たれる地域である。 - 台風は年に1-2回はある。予想により対策をとり、著しく大きな影響はなかった。 - 赤潮の発生はある。（発生時期は春先、秋口） 五島市の情報を得て餌止めをするなどし対策をとっている。	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）			養殖場の設置場所が法的に認められていることを示す書類（区画漁業免許） 漁場周辺の工場や河川を示す図 漁場の配置図、生簀の構造図	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 全体の地域図、生簀配置図（昼寝ヶ浦、山浦、河原浦、浅切）を確認した。 - 各漁場ではNo.1から番号付けされている。 - 給餌帳で、飼育内容（どの漁場、生簀に何が飼育されているか）を確認できる。 - 五島漁業協同組合との漁業権行使契約書に変更が無いことを確認した。	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	3.2周辺環境への影響の記録	3.2.1	種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意し、国内法（日本国：持続可能な養殖生産確保法）・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。	3.2.1.1および3.2.1.2の項目を満たすこと					
	種苗生産者	3.2.1.1	種苗生産施設では、排水の水質検査を定期的（年4回以上）に行い、水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などを測定し記録する。	排水の水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などの測定値（年4回以上）	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	-水温、DO、透明度は計測しており、稚魚育成データ、給餌帳に記載している。 - 2019/5/28-29に実施 昼寝、川原、あさざり（AVS/底性生物）	- 全体に同じ	- 全体に同じ

3. 環境
配慮

養殖業者（中 間的育成を行 う養成業者も 含む）	3.2.1.2	養殖施設においては飼育尾数、給餌量および漁場環境（水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生）など定期的なモニタリングと記録を行う（漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ）*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること	飼育尾数、給餌量の記録 自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトン情報などの測定値と記録 漁場改善計画が設定されている場合はその関連書類	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 飼育尾数、給餌量は、稚魚育成データ、給餌帳に記載。 - 水温、DO、透明度は日々計測し合わせて記載。 - 計測は、通常は作業いかだ前(湾の奥) で定点観測。（海流的に悪い数値が出やすい場所を選択）前回から変更なし。 - 異常値を測定の際は速やかに電話連絡をする。 - 赤潮、有毒プランクトンは長崎県振興局から情報がくる。 - 情報を基に給餌、餌止め、引き潮等潮の流れに注意している。 - 必要な情報は十分得た上で判断、実施していると判断できた。 	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	3.2.2	水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2.飼育管理2.3項（水産用医薬品の使用）の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。また使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律(薬機法)に基づき適切に使用されている	使用記録票・使用指導書の保有と現地審査による存在の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 魚の様子、泳ぎ方を見て給餌し、異常の有無を判断。 - 病気にかかりやすい時期は注視し、発生したら早めに対処している。 - 水産薬品会社から法律に準じて購入・使用している。 - 薬品は必要最低限使用。（魚体重と匹数で量を決定） - ワクチン、麻酔薬は使用しない。 - 休業期間、投薬量等を担当が管理している。 - 防汚材、防染材は業者に委託している。 - 期限過ぎているものがあれば誤使用がないように明確に表示して廃棄処分する予定。（これまでは発生なし。） - 廃棄の際は仕入れ会社に確認の上適切に実施する予定である。 	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	3.2.3	養殖用資材・死亡魚等は法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理し、管理表を保管する。	資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)や環境省：漁業系廃棄物の処理についてのガイドラインに則り適切に処理されている。	死魚の処理や廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票（マニフェスト）などの保有と現地審査による存在の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 死亡魚は缶に入れて冷凍保管し、月3-4回漁協に依頼して回収している。 - 死亡魚を冷凍保管する。 - 死亡魚回収の伝票を確認した。 2018/9/30引取り分 五島漁協 請求書 - 死亡魚は長崎で堆肥化。 - 今後産業廃棄物処理が必要なものが発生した場合は、産廃業者と契約し適切に処理をする予定。 	- 全体に同じ	- 全体に同じ

3.3環境影響低減への対策	3.3.1	<p>種苗生産および養殖はその関連施設を含め周囲の環境に十分配慮し、野生動物植物の生息に及ぼす影響を最小限にする手段を講じる。</p>	<p>日本国：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)、文化財保護法、生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法</p> <p>国際条約：生物の多様性に関する法律(生物多様性条約)、絶滅の恐れのある野生動物の国際取引に関する法律(ワシントン条約)、二国間渡り鳥条約・協定</p>	<p>法令違反による罰則歴がないこと 罰則歴がある場合は是正をするための必要な処置をとり監督機関により確認されていることを示す資料の保有と現地審査による存在の確認</p>	合格	<p>- これまで立ち入り等は受けておらず、外部からの指摘・苦情はなかった。</p>	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	3.3.2	<p>種苗生産施設および養殖施設から逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするための対策を講じる。</p>	<p>逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするよう対策を講じている</p>	<p>対応策を示す書類と画像の保有と現地審査による存在の確認</p>	合格	<p>- 海上施設では以下の逃亡対策を実施していた。 死亡魚を捕る際にダイバーが網破れをチェックしすぐに補修 クロマグロ ジャンプネット(ジャンプアウトを阻止) クロマグロ(小さいとき) マダイ 天井網 陸上に網を上げたときにチェック、修理 - 陸上施設は逃亡の可能性はなし。</p>	- 全体に同じ	- 全体に同じ
4.1飼・餌料の原料	4.1.1	<p>飼・餌料は国内の法令(日本国：資料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)および告示・ガイドラインを遵守して、生産・流通したものをを用いる。</p>	<p>国内の法令及びガイドラインを遵守している。</p>	<p>下記項目にある資料の保管と現地審査による現場確認</p>	合格	<p>- イサは、必ず売買契約書を交わして購入。 - 法的に適切なものであることを確認している。 - 生餌 (情報を確認した。) - 生餌は原産地規制はない。</p>	- 全体に同じ	- 全体に同じ

4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	4.2.1	飼料および飼料添加物は、購入記録・産地証明書・品質証明書などを保管する。	購入業者より納品書・産地証明書・飼料安全法で求められる内容を記した品質保証書などを入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 配合飼料の製造会社より、適正な配合飼料を購入している。 - 法的に適切であることは、飼料に添付されているスペックシートと品質証明書で確認していた。	- 配合飼料購入記録 2018/10/3 豊田通商 クロツナマッシュ 購入伝票を確認した。 - 新規飼料の場合は、品質証明書を入手する。記録を確認した。	- 配合飼料購入記録 2019/1/31 ヒガシマル 購入伝票を確認した。 - 新規飼料の場合は、品質証明書を入手する。記録を確認した。
	4.2.2	生餌は、魚種・漁獲時期・漁場および保管場所が明らかであり、それを証明する書類を保管する。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 生餌の購入は、法的に適切であることを確認し購入していた。	- 冷凍生餌を購入し、冷凍庫に保管している。 - 生餌在庫管理表に、魚種、漁獲場所、水揚日が記入されていた。 - 五島漁協との「御成約確認書」に、魚種、漁獲場所、水揚日が記載されていることを確認した。	生餌使用なし
	4.2.3	生物餌料は自家培養を用いた飼料・飼料添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得るものとする。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 生物餌料の購入、生成記録は適切になされていた。 - 生物飼料購入の記録を確認した。 2018/4/30 太平洋貿易 請求書 ワムシ - 現場で適切な管理を目視確認した。	- 全体に同じ	- 全体に同じ
4.3飼・餌料の使用および管理	4.3.1	飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物餌料の保管場所には衛生動物による被害の対策が施されており、給与まで適切に保管管理されている。	飼料その他添加物等の保管場所は衛生動物による被害の対策が施され給与まで適切に管理可能である。	図や画像を含めた保管方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 海上用飼料は施錠可能な建屋にて保管していた。 - 生餌はコンテナで冷凍保管していた。 - 陸上施設用の餌は、密閉される冷蔵庫で保管していた。 - いずれにおいても、衛生動物の被害は受けていないことを、聞き取りで確認した。	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	4.3.2	生物餌料の自家培養にあたっては、それに施す栄養素および添加物についても本項各条項に則り、適切に管理を行う。また野外にてその栄養等を自家培養する場合には周囲からの汚染物についても留意し、当該地域において72時間以上連続で外出制限が加えられている場合は使用しない。	周囲の環境汚染防止	図や画像を含めた培養方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 陸上種苗生産施設のある事業場で生物飼料を生成していた。 - 屋外の生物餌料生成施設はない。 - 生物飼料の培養現場を確認し、適切な管理状態にあることを確認した。	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	4.3.3	生簀ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用料を記録するとともに、常に提示できる状態にする。	生簀ごとの飼・餌料、飼料添加物、薬品などの使用量を記載している。	飼育野帳あるいは飼育履歴書の保管と現地審査による現場確認	合格	- 飼育データ、稚魚育成データ、給餌帳に全て記録している。	- 2018-2019年の飼育データ、稚魚育成データ、給餌帳を確認した。	- 2018-2019年の飼育データ、稚魚育成データ、給餌帳を確認した。

4.4飼・餌料の効率化および最適化	4.4.1	飼・餌料効率の改善に取り組んでおり、目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。	現状の効率を把握し、改善目標が設定されている。	現状の効率と改善目標を示した資料の保管と現地審査による現場確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 季節により成長が異なるため、給餌タイミングを制御している。 - 給餌効率については、昨年の増肉係数等を参考にし、目標値を設定して年次、月次、週次で計画を立て、朝礼等で共有している。 	-飼料効率改善(計画)シート 2019/3/25 生餌原料の仕入れ変更の記録あり。	- マダイは近大からの指示に基づき給餌目標を設定しており、近大と連携している。
5.1施設と水環境	5.1.1	種苗生産・養殖において、人体に悪影響を及ぼす水環境で養殖をしてはならない。	人体に悪影響を及ぼす水質でないこと	定期的な水質調査で確認。 検査項目は3環境配慮3.2.1項に準ずる。	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 陸上施設では、海水をくみ上げて過し、使用。 - 海上では、漁場ごとに水温、DO、透明度、プランクトンを確認。適切な水環境であることを確認していた。 - 発電機、コンプレッサーを使用する際には、汚染オイル流出のないように配慮している。 - 海水環境をよくするため、海藻・二枚貝を育成している。 - 2018/6/21の水質調査実施記録を確認した。 - 通常の施設使用をしている時期に計測し、法的要求事項を大きく下回る数値であることが確認できたため、今後計測を運用期間中年1回実施とする事を考えているとのことであった。モニタリングのレビューの実施として評価できる。 	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	5.1.2	種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。	養殖水の汚染源の管理がされている	産業廃棄物管理表（マネフェスト）、浄化槽保守点検記録票で確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 浄化槽は設置している。 - 法定点検を実施していた。 長崎県浄化槽協会 浄化槽法廷検査結果書 2018/12/10 浄化槽保守点検記録表 2018/5/19 - 産業廃棄物に該当するものは発生していない。 	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	5.1.3	種苗生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。	衛生害獣、害虫からの汚染を最小限にする対策を講じている	衛生害獣・害虫対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 魚体サイズにより生質に給餌。 - 鳥よけの天井網を設置。 - 害虫、衛生害獣の被害は発生していない。 	- 全体に同じ	- 全体に同じ
	5.1.4	従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的に実施し、記録する。	従業員に施設・製品の衛生管理に関する教育訓練を定期的に実施している	従業員への教育訓練の記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 2018/5/25にノロウイルス、電解水の使用についての教育訓練を実施し、記録保管されていた。 - 日々の朝礼で、整理整頓、餌箱の洗浄、洗濯・乾燥等、衛生に関する指示、周知徹底を行っていることを、聞き取りで確認した。 	- 全体に同じ	- 全体に同じ

5. 食品安全		5.2.1 出荷対象魚の水揚げ、輸送などに関して、物理的損傷又は魚体に対するストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。	製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている	製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認	合格	- 極力ストレスを与えず損傷を押さえる方法で実施する。	クロマグロ種苗（ヨコワ） - 生簀から小割生簀、活漁船に入れる。 - 出荷用トンネルでは網を使わず、いためないようにする。 - ゆっくりと作業をすることで魚体をいためない。 - 活漁船の活間を適切に分配して過密を避ける。 クロマグロ成魚 - 一尾ずつ吊り上げる。 - 電気ショックは熟練者が行うよう固定メンバーとしている。 - この後GG作業も短時間で行う。 - 成魚GG処理と出荷の様子を目視で確認し、スピーディに行われていたことを確認した。	マダイ種苗 - 近畿大学に研修に行き学び同じ手法を実施している。 - 近畿大学から担当が来社し、活漁船への積み込みについての指導を受けていた。 - 選別の見極め、極力触らない、ストレスを与えないことを実施している。
	5.2製品の取り扱い	5.2.2 出荷対象魚の劣化、汚染を最小限にするための措置が講じられている。	製品の劣化、汚染を最小限にする措置を講じている	現地あるいは写真での衛生管理状況の確認	合格	- 安全面、衛生面の配慮がなされていた。	クロマグロ - 船上でGG作業を目視で確認した。 生簀から取り上げて短時間で船上で氷水につけ、劣化を極力抑えていた。 安全面、衛生面の配慮がなされていた。 陸揚げ後、荷捌き所での計量も速やかに行っている。 GG以上の処理は行わない。 輸送中(2-3日)の温度管理をしている。	マダイ出荷 - 小割生簀をつけて網ですくい、ベルトコンベアー上で選別、生簀に移し納品する。 - 近畿大学マダイ担当が来社し、活漁船での運搬に関して指導を行っていた。
		5.2.3 養殖場は出荷対象魚について、使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などで原料原産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。また、医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休業期間が終了していることを確認し、記録する。	各書類による資料安全法の基準に合致しているか、投薬を実施した魚の休業期間の確認。	飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、飼育帳の確認	合格	- 飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、飼育帳を確認し、適切な運用、管理を確認した。 - 休業期間は、松尾氏が確認の上、適切に実施していた。適切に実施されていることを飼育記録の投薬の項目で確認した。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。

6. 安全衛生・労務管理	6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	6.1.1	安全衛生に関し、安全衛生責任者を任命し労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。	安全衛生責任者を任命し、安全衛生に配慮した環境、器具を提供している	安全衛生責任者を任命しているか、器具の提供がなされているか書面または現地審査での確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 安全衛生責任者は、代表取締役である。 - 以下が支給されている。 ヘルメット、手袋、鉄板の入った安全長靴、ライフジャケット、カッパ - 安全性、作業効率性向上のための作業用いかがが維持されていた。 - ポーラー生簀は歩行路が設置され、安全に活動でき、飼育魚の様子もよく把握できる状況であった。 - 聞き取りや現場目視から、徹底した安全対策と実行を確認できた。 - 熱中症予防のために水分、塩分の補給を行っている。準備を当番制で行っているが、代表取締役も参加しており、安全対策の実践を率先して行っていた。 - 陸上施設においても、手すりや危険を示すテープ、安全に関する掲示などにより、安全の注意喚起を行っていた。 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
		6.1.2	作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受け記録する。	安全衛生に関する研修を実施し、研修の記録を保持している	研修記録等の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 毎年安全活動計画を立て、進捗管理を行っている。 2018年度 安全活動計画・進捗管理表 実施内容と実施記録を確認した。 - 豊田通商のゼロ災害会議に出席し内容共有。 2019/3/7 出席記録 朝礼での共有、必要に応じ文書での共有 - 揚貨装置運転士研修 2019/3/4 5名参加 資格取得した記録を確認した。 - 「事務所での地震・津波対策」を構築した。 - それに基づき2019/2/28に避難訓練を実施し、記録が保管されていた。 - BCP 事業継続性計画 第1版を作成し、豊田通商へ報告した。 	- 全体に同じ	- 全体に同じ
		6.1.3	健康・安全上に関わる環境・事象は記録され、必要に応じ是正措置を講じる。	健康・安全上に関わる環境・事象が発見された場合それらを記録し、必要に応じて是正措置を講じている。	健康、安全上に関わる記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 交通事故が2018/8に発生した。 - 記録を確認した。 - 会社の指示により事故発生者が安全に関するまとめを行い、朝礼等で発表し注意喚起を行っていた。 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
		6.1.4	労働災害について記録し、是正措置を講じる。	労働災害が起こった際にしかるべき対処を講じている	労働災害報告書など労働災害に関する書類の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 2019/3/11 労災発生 生簀移動中に足を挟まれた労災発生報告書を確認した。 - 再発防止のために注意事項を手順にも盛り込み、朝礼でも足元注意を繰り返し促していることを聞き取りで確認した。 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	6.2国内法・ILO条約の遵守	6.2	国内法（労働基準法、労働安全衛生法）及びILO条約（中核的労働基準）を遵守している。	全ての労働関連法律・施行令・規則及びILO条約（中核的労働基準）を遵守していること					

6.2.1児童労働の禁止	6.2.1.1	児童労働を禁止する。ただし家族労働における手伝いの範疇は含まない。	義務教育（一般的には15歳）を終了していない者の雇用を禁止する。	被雇用者の生年月日をヒアリング又は書面で確認	合格	- 最年少の社員は21歳である。 - 従業員採用は高校卒業以上である。 - 児童労働がなされていないことを目視確認した。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	6.2.2.1	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、便益の一部を差し引くことを禁止する。	雇用者が雇用終了時に被雇用者の給料等の一部を差し引きすることは禁止する	雇用者が給与を差し引いていないことを証明する書類を確認	合格	- 従業員への聞き取りで、適切な運用を確認した。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	6.2.2.2	雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。	被雇用者の身分を証明するものの原本（パスポート、免許証）を雇用者が引き取り管理してはならない	免許証・パスポートの原本を被雇用者が保持していないか引き渡す要求がされていないか現地審査で確認	合格	- 従業員への聞き取りで、適切な運用を確認した。 - 従業員の国籍は日本のみである。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	6.2.3.1	いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。	いかなる場合も差別的行為、差別的待遇を禁止する。	差別、差別的行為の実態について現地審査、聞き取り調査の実施	合格	- 従業員への聞き取りで、差別はないと判断できた。 - 差別的行為はなく、従業員同士がサポートしながら働いていることが聞き取りおよび目視で確認できた。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	6.2.3.2	ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。	ハラスメント行為対応システムが構築され、ハラスメント行為に対応できること	対応システムが構築されているかをヒアリングまたは書面で確認	合格	- 従業員への聞き取りで、ハラスメントはないと判断できた。 - 法令、差別、ハラスメント、環境汚染等の相談窓口が決められている。 SPEAK UP相談窓口 24H365D 電話、ウェブ COCE Global Code of Conduct & Ethics - 従業員が、この相談窓口を認識していることを確認した。 - 社内では折々行事を行い、社員のコミュニケーション向上に役立っていることで、ハラスメント防止にもつなげている。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。

7.1管理システム	7.1.1	申請者は本認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築する。管理システムには、長期的目標、管理システムを構築する目的、適合すべき法的要求事項を明記し、不適合があった場合の対応手順を含める。	基準に適合する管理システムを有している。管理システムには長期的目標、管理システム構築の目的、適合すべき法的要求事項を明記している。	現地審査での認証制度を管理するためのシステムが構築されていることの確認	不合格 ↓ 合格	<ul style="list-style-type: none"> - 以下の文書で、長期的目標、トレーサビリティ管理システムを構築する目的、関係法令を確認した。 7.1.1 内部ガバナンス - 全体において、構築した手順に基づき実施がなされていない項目、変更があったが手順書の変更がなされていない項目が散見された。(不合格) ・ 前回の審査以降、全般の担当が澤村氏、志田氏から松尾氏へ変更となったが、7.1.1の文書は更新されていなかった。 ・ 排水測定を年4回実施する手順 【計画】 ・ 排水検査を年1回以上実施 ・ 構築した手順の見直しを行う 【計画】 ・ 排水の測定を年2回に変更 ・ 7.1.1の担当者を実務者に変更を行う <p>→ 手順が変更された。合格とする。</p>	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	7.1.2	申請者は法人格を有する。または、漁業協同組合や商工会議所等の管理機能を有する公的機関に所属する。	法人格を取得、又は公的機関に所属している	法人格を有している、公的機関に所属していることを示すことが出来る書類の確認	合格	- 履歴事項全部証明書(2017/4/1付け) から組織に変更なし。	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	7.1.3	認証制度管理責任者を任命し、管理責任者は、認証機関との連絡、文書や情報の提供、要求事項への適合、改善要求事項への対応などに責任を持つ。また、各工程における人員の役割と機能、意思決定と責任の所在を明確にする。	認証制度における管理責任者を任命、各工程の管理責任者等が明確にされている	認証制度における管理責任者、各工程の管理責任者を現地審査で確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 認証制度における管理責任者は代表取締役。 - 各工程の責任者を以下の様に聞き取りで確認した COC全般 中村氏、松尾氏 陸上施設 孵化、種苗生産、沖出し 宮武氏 海上施設 沖出しされたマグロ、成魚、マガイ、海上作業全般 種苗・成魚販売 田中氏 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	7.1.4	構築した管理システムが適切に運用できているかを継続的に確認するモニタリングのしくみを構築し、実施する。	管理システム運用のための、モニタリングシステムを構築し、実行されている。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 種苗生産、養殖場における記録は、入力後別の担当者が確認をし、記録のモニタリングを実施していた。 - 種苗証明書は、事務担当が作成の後、複数人で確認をした後に発行していることを、聞き取りで確認した。 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。

7社会経済的側面

7.1.5	構築したモニタリングシステムが適切に運用されているかを確認する。	構築したシステムが適切に運用されていることを確認している。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 1.4.1 レビュー 手順は文書化されている。 - 以下についてレビューを実施したことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・排水検査についての手順 ・安全衛生・健康に関する報告 ・内部監査手順(手順の変更はこれから) 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
7.1.6	確立した管理システムの有効性評価のため、年一回以上の定期的な内部監査を行う。	内部監査の手順が組織内に存在する。	内部監査要綱など内部監査に関する書類、記録等の確認	不合格 ↓ 合格	<ul style="list-style-type: none"> - 内部監査は実施されていたが、手順通りではなかった。(方法、人員) (不合格) - 松尾氏が全ての内部監査を実施していた。自身の業務も含まれていた。(不合格) - 内部監査では全ての面で問題なしと判断していたが、SCSAの要求事項、TDG手順の確認が不十分であり、不適合の検出ができていなかった。(不合格) <p>【計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の担当を明確にし自分の管理項目の監査を実施しないようにした。次回からその規則に従い実施をする。 ・SCSAの要求事項・TDGの手順確認への習熟度を高める適切な引き継ぎと教育を行う。 <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任者を所長・所長代理に変更 ・担当者を実務者に変更 ・内部監査人と担当者が被らないように変更 ・生産時期に4回から2回に変更 ・SCSAの内容についての勉強会 <p>→ 内部監査担当を文書で明確にした。SCSA担当者が内部監査員から外れたことも確認した。合格とする。内部監査員の教育訓練の効果は、次回の審査にて確認する。</p>	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
7.2.1	申請者は地域社会、利害関係者からの苦情に対処し、解決に向けた透明性のある協議の手順を構築する。	苦情に対する協議の手順が存在する。	苦情対応手順を現地審査、過去の対応例をヒアリング	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 7.2.1 地域からの苦情処理手順 苦情処理対応マニュアル - これまでは苦情異議申し立てはなかった。 - ISO管理とあわせ、社内での処理(作成・報告ライン等)についても、明確に文書化されている。 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。

7.2社会面への配慮	7.2.2	申請者は持続可能な養殖業の発展のため従業員に対して経済的、社会的インセンティブを提供できるよう努める。	持続可能な養殖業発展のために経済的、社会的インセンティブを提供できるような体制を整える	社内の従業員待遇が関連法規に違反していないことを示す（就業規則等）。	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 持続可能な養殖業を五島から世界に発信するという気概を持ち取り組んでいる。 - SCSA認証を継続し、社会に認知してもらえるように推進していく意向である。 - 完全養殖の価値・重要性を国内外に発信し、世界の食糧難への策のひとつとして広めていきたいと考えている。 - 社内での運用で、認証制度の重要度をさらに理解を浸透させ運用させていきたい考えであることを確認した。 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	7.2.3	申請者は利害関係者の慣習、法的権利を尊重する。	利害関係にある人々の慣習と法的権利を尊重する。	漁協等を通じ調和がとれていることを示す（漁協所属の場合は組合員資格証など）。直接許可の場合は周囲関係者との合意関係書類。	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 漁業権を適切に維持している。 - 苦情は受けていない。 - 地域のイベント(年約10回のお祭り・マラソン)に参加。 - 県、漁業組合とは良好な関係を維持している。 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	7.2.4	申請者は資源と漁場環境改善のための情報の収集に支援、協力する。	資源と漁場環境改善のための情報の提供、収集の依頼を求められた際には、情報の提供、収集への協力を行う	求められた場合は、協力を実行した事実を示す書類。	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 五島市に協力し、ドローンの有効活用アイデアとして赤潮ドローンを提案し実施された。 - 有害プランクトンに関する環境調査「H30 第2回玉之浦湾赤潮対策検討会」に協力し、情報提供した。 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。
	7.2.5	申請者は全ての国内法、条例を遵守する。	養殖業操業に関連するすべての法律を遵守している	関連法・条例を遵守していることを示す書類等の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> - 関係する法律を遵守している。 - 諸島経済活動支援の補助金(内閣府)申請の上承認されていることは、法連遵守を示すものといえる。 - 豊田通商との連結決算、監査法人監査を受けている。 	- 全体に同じ。	- 全体に同じ。